

平成十五年政令第百七十八号

構造改革特別区域法施行令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項、第十七条、第二十一条第一項、第三十八条並びに別表第十六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（提案の募集）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）

第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

Table with 4 columns: 学校教育法第... 都道府県知事(学校設置会社) 都道府県知事(学校設置会社) 都道府県知事(学校設置会社)

政令第百七十二号

知事

定する学校設置会社をいう。の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）

学校の教科一 学校法人の理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 長

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

Table with 4 columns: 学校教育法第... 都道府県知事(学校設置非営利法人) 都道府県知事(学校設置非営利法人) 都道府県知事(学校設置非営利法人)

知事

都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)

学校教育法第... 都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)

義務教育諸学一 学校法人の理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事

書置無一 学校法人の理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事

障害のある児童及び生徒の第一 学校法人の理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事

Table with 4 columns: 学校教育法第... 都道府県知事(学校設置非営利法人) 都道府県知事(学校設置非営利法人) 都道府県知事(学校設置非営利法人)

經由して、都道府県知事に」と、「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、都道府県知事は、その意見に配慮しなければならぬ」とする。

（酒税法の特例に関する申請等）

第五条 法第二十七条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を既存の製造場（同項に規定する既存の製造場をいう。第二号において同じ。）の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第四項第一号及び第七項第一号において同じ。）

二 既存の製造場及び法第二十七条第一項に規定する認定計画特定施設の所在地並びにこれらの名称

三 清酒の製造体験に係る設備の状況

四 その他財務省令で定める事項

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第二十七条第一項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。

3 法第二十七条第一項の政令で定める場所は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項又は第八条の規定により酒類（同法第二条第六項において同じ。）又は酒母（同法第三条第二十四号に規定する酒母をいう。次項において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。次項において同じ。）の製造免許を受けた製造場及び同法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた販売場とする。

4 法第二十七条第三項の規定による届出は、同項に規定する主製造場と体験製造場（同項に規定する体験製造場をいう。第六項において同じ。）との間で酒母又はもろみを移動しようとする日の二日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（私立学校教育法の特例に係る公私協力学校に関する法律）

第四条 法第二十条第一項に規定する公私協力学校に係る同条第三項に規定する協力地方公共団体の長が都道府県知事でない場合における学校教育法施行令第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「私立の学校」とあるのは「公私協力学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第一項に規定する公私協力学校をいう。以下この項において同じ。）と、「学校（大学及び高等専門学校を除く。）」とあるのは「公私協力学校」と、「都道府県知事に」とあるのは、「協力地方公共団体（同条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の長をいう。以下この項において同じ。）の長をいう。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

二 移動しようとする酒母又はもろみの別ごとの数量並びに当該酒母又はもろみの移動前の場所の所在地及び名称

三 移動しようとする年月日

四 その他参考となるべき事項

5 税務署長は、法第二十七条第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十七条の六第八項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であつて同条第八項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七条第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。

7 法第二十七条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

二 法第二十七条第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日

三 その他参考となるべき事項

8 法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

酒税法第五十条施行令第十号（昭和第五十三年政令第九十七号）	場所（当該場所が体験製造場（構造改革特別区域法（平成二十四年法律第八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十条において同じ。）であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同法第二十七条第三項に
-------------------------------	--

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十七条の六第八項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であつて同条第八項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七条第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。	第五十四の製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）	規定する主製造場をいう。第五十四条において同じ。）の
第四の酒類の製造場（当該製造場が体験製造場であるとき、又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）	第四の酒類の製造場（当該製造場が体験製造場であるとき、又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）	第四の酒類の製造場（当該製造場が体験製造場であるとき、又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）

9 前各項に定めるもののほか、法第二十七条第一項の承認の申請の手続その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例に係る政令で定める基準等）

第六条 法第二十八条第五項に規定する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）の上限に関する法第二十八条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 公社管理道路（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）のうち次号に規定するもの以外のものについては、利用料金の上限を定めようとするときは、当該公社管理道路の利用料金を徴収総額（利用料金の徴収期間において徴収することとなる利用料金の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該徴収期間の満了の日までに必要となる当該公社管理道路に係る第四項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間の満了の日までに得ることとなる当該公社管理道路に係る第三項に規定する収入の額の合計額に相当する額を控除した額を超えない額とすること。

二 公社管理道路のうち道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十五条第一項の許可に係るものについては、当該公社管理道路の利用料金を徴収総額が、当該徴収期間の満了の日までに必要となる当該公社管理道路に係る第五項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間の満了の日までに得ることとなる当該公社管理道路に係る第三項に規定する収入の額の合計額に相当する額を超えない額とすること。

三 前二号の利用料金の上限を定めた後、当該利用料金の徴収期間を通じて、次のイからハまでに掲げる額が、当該利用料金の上限を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからハまでに定める額と著しく異なるものがあること。

イ 既に徴収した利用料金の額及び徴収することとなる利用料金の額の合計額 利用料金徴収総額

ロ 既に必要となつた第四項各号又は第五項各号に掲げる費用の額及び必要となる当該費用の額の合計額 第一号又は前号の費用の額のそれぞれの合計額

ハ 既に得た第三項に規定する収入の額及び得ることとなる当該収入の額の合計額 第一号又は前号の収入の額のそれぞれの合計額

四 法第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条の公社管理道路を通行し、又は利用する車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第

二条第五項に規定する車両をいう。以下この号において同じ。）の運転者等から徴収する利用料金の上限は、道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人員費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十人以下のもの

ロ 道路運送車両法第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十一人以上のもの

ハ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車

ニ 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車

ホ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車

ヘ 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車

ト 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車

チ 道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両

リ イからチまでに掲げる車両以外の車両

五 法第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第二項の規定により人から徴収する利用料金の上限は、少なくとも十二歳以上の者及び十二歳未満の者ごとに定めるものであること。

利用料金の徴収期間に関する法第二十八条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 公社管理道路の構造及び工法その他当該公社管理道路の状況に照らして適切なものであること。

二 道路整備特別措置法第十五条第一項の許可に係る公社管理道路にあっては、当該公社管理道路の利用料金の徴収期間の満了の日が同



一項第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年五月二十八日）から施行する。

附則（平成一九年五月二五政令第一六八号）抄

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に關する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

附則（平成二〇年九月一二日政令第二八一号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十年九月十七日）から施行し、平成二十一年度において使用される教科用特定図書等から適用する。

附則（平成二一年五月一日政令第一三六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。（経過措置）  
2 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。次項において「旧特区法」という。）第十一条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令（次項において「旧特区法施行令」という。）第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十一条の二の規定の適用については、旧特区法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二四年九月五日政令第二二三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年一月二六日政令第三三三号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二五年十二月十一日）から施行する。

附則（平成二七年七月三一日政令第二八〇号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二七年八月三日）から施行する。

附則（平成二七年二月一八日政令第四三二一号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。（経過措置）  
第四条 この政令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条（前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けて農業改良助長法第八条第一項の普及指導員に任用されている者は、引き続き当該普及指導員に任用されている間は、この政令による改正後の農業改良助長法施行令第三条第二号に該当する者として当該普及指導員に任用された者とみなす。

附則（平成二八年一月二四日政令第三五三三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（令和二年一月二四日政令第九号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。ただし、第二条の規定は同年四月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日政令第一四八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条第二項の改正規定、同令第四十六条の七第一項の改正規定、同令第四十六条の八の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第四十六条の八の三の改正規定並びに附則第三十九条の規定 令和五年四月一日

附則（令和四年三月三一日政令第一七三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

附則（令和四年四月八日政令第一七三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三一日政令第一五三三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

附則（令和五年三月三一日政令第一四三三三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三一日政令第一四三三三三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の八の二の改正規定、同令第四十六条の八の四の改正規定、同令第四十六条の八の五の改正規定及び同令第四十六条の八の六の改正規定並びに附則第二十二條の規定 令和五年五月一日

附則（令和五年九月一日政令第二七〇号）

この政令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。